

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-104965

(P2007-104965A)

(43) 公開日 平成19年4月26日(2007.4.26)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)
AO1K 89/015 (2006.01) AO1K 89/015 B 2B108

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2005-298858 (P2005-298858)	(71) 出願人	000002495 ダイワ精工株式会社 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号
(22) 出願日	平成17年10月13日(2005.10.13)	(74) 代理人	100097559 弁理士 水野 浩司
		(74) 代理人	100098589 弁理士 西山 善章
		(74) 代理人	100101889 弁理士 中村 俊郎
		(74) 代理人	100121083 弁理士 青木 宏義
		(72) 発明者	遠間 弘 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号 ダイワ精工株式会社内

最終頁に続く

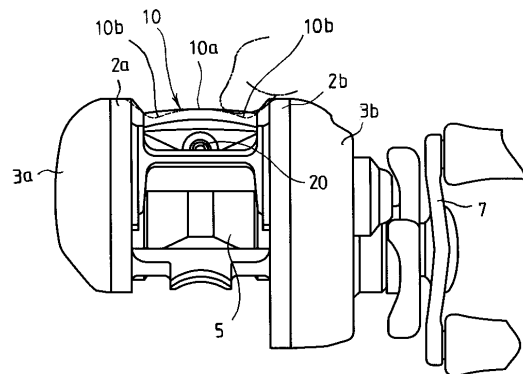
(54) 【発明の名称】 魚釣り用リール

(57) 【要約】

【課題】 リール本体を握持保持する際に、親指の座りが良く、滑ることなく安定した状態で載置可能な指置き部を備えた魚釣り用リールを提供する。

【解決手段】 本発明に係る魚釣り用リールは、釣糸が巻回されるスプール5を回転自在に支持するリール本体1の上部に、握持した手の親指が載置可能な指置き部10が設置されている。そして、指置き部10は、中央に形成される隆起部10aと、この隆起部10aから左右両側に向けて傾斜形成される凹状部10bとを有することを特徴とする。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

釣糸が巻回されるスプールを回転自在に支持するリール本体の上部に、握持した手の親指が載置可能な指置き部が設置された魚釣用リールにおいて、

前記指置き部は、中央に形成される隆起部と、この隆起部から左右両側に向けて傾斜形成される凹状部とを有することを特徴とする魚釣用リール。

【請求項 2】

前記凹状部のスプール側縁部に、平面状部を形成したことを特徴とする請求項 1 に記載の魚釣用リール。

【請求項 3】

前記指置き部に、左右方向に沿って延びる切欠段部が形成されていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の魚釣用リール。

【請求項 4】

釣糸が巻回されるスプールを回転自在に支持するリール本体の上部に、握持した手の親指が載置可能な指置き部が設置された魚釣用リールにおいて、

前記指置き部に、左右方向に沿って延びる切欠段部が形成されていることを特徴とする魚釣用リール。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、リール本体の側板間に釣糸が巻回されるスプールを回転自在に支持した魚釣用リールに関し、詳細には、リール本体を保持した際に、指が載置される指置き部に特徴を有する魚釣用リールに関する。

【背景技術】

【0002】

両軸受型リールと称される魚釣用リールのリール本体は、フレームとその両側部に取り付けられる側板を備えた構成となっている。一般的に、このようなリール本体は、手で握持保持したときの保持性の向上を図るための工夫が施されており、例えば、特許文献 1 や特許文献 2 で見られるように、コア部品であるフレームの上部に、指置き可能な指置き部（サムレストとも称される）が設置されている。

【0003】

なお、特許文献 1 に開示されている指置き部（フレームの支柱に取り付けられた指当て板）は、リール本体の駆動機構が設置されていない側に親指を掛け止めできるように凹陷部を形成した構成となっている。また、特許文献 2 に開示されている指置き部（フレームに一体形成された支柱）は、上部から見て前方に向けてアーチ状の湾曲形状に形成され、かつこの湾曲形状のスプール側の内側表面を、傾斜させた案内面（傾斜案内面）としている。

【特許文献 1】実開昭 60 - 55368 号

【特許文献 2】実用新案登録第 2536093 号

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、上記した特許文献 1 に開示されている指置き部は、親指を掛け止める凹陷部を形成しただけであるため、指先だけの掛け止めによる滑り防止が主体となってしまう、リール本体の安定した握持保持が行えないという問題がある。特に、リール本体を深く握り込んだ際、親指が凹陷部の位置から外れてしまい、安定した保持が行えなくなってしまう。

【0005】

また、上記した特許文献 2 に開示されている指置き部によれば、親指を左右両側に亘って載置し易くはなるものの、保持した側の手の親指が傾斜案内面でスプール側下方に滑り

10

20

30

40

50

易く、支柱に載せた親指の座りが悪いという問題がある。さらに、アーチ状湾曲状部に載置した親指は、左右方向にも滑り易く、安定した保持性に欠けてしまう。そして、このような不具合は、実釣時において、雨やヌメリ等が付着すると更に滑り易くなる傾向になることから、改良すべき問題である。

【0006】

本発明は、上記した問題に着目して成されたものであり、リール本体を握持保持する際に、親指の座りが良く、滑ることなく安定した状態で載置可能な指置き部を備えた魚釣用リールを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記した目的を達成するために、本発明に係る魚釣用リールは、釣糸が巻回されるスプールを回転自在に支持するリール本体の上部に、握持した手の親指が載置可能な指置き部が設置されており、前記指置き部は、中央に形成される隆起部と、この隆起部から左右両側に向けて傾斜形成される凹状部とを有することを特徴とする。

10

【0008】

上記した構成の魚釣用リールでは、実釣時にリール本体を握持保持した際、その親指の腹部が指置き部に載置される。指置き部は、中央が隆起しており、その両側が次第に傾斜しながら凹状部を形成しているため、親指の腹部は、この傾斜面に沿ってその凹状部の位置に安定した状態で位置されることから座りが良くなり、リール本体を安定して保持することが可能となる。

20

【0009】

また、上記した構成において、前記凹状部のスプール側縁部に、平面状部を形成しておくことが好ましい。

【0010】

このような平面状部が形成されていることで、握持保持した際の親指が、スプール側に滑り落ちるようが無くなり、握持保持性がより向上する。

【0011】

また、上記した構成において、前記指置き部に、左右方向に沿って延びる切欠段部を形成しておくことが好ましい。

【0012】

このような切欠段部を形成することにより、握持保持した際の親指がその切欠段部に引っ掛かることから、握持保持した際の親指の滑りが確実に防止される。なお、このような切欠段部は、例えば、指置き部を貫通する孔部によって構成しても良いし、溝状に構成したものであっても良い。

30

【0013】

また、上記した目的を達成するために、本発明に係る魚釣用リールは、釣糸が巻回されるスプールを回転自在に支持するリール本体の上部に、握持した手の親指が載置可能な指置き部が設置されており、前記指置き部に、左右方向に沿って延びる切欠段部が形成されていることを特徴とする。

【0014】

上記した構成の魚釣用リールでは、実釣時にリール本体を握持保持した際、その親指の腹部が指置き部に載置される。指置き部には、左右方向に沿って延びる切欠段部が形成されていることから、握持保持した際の親指がその切欠段部に引っ掛かるようになり、握持保持した際の親指の滑りが確実に防止されて、リール本体を安定して保持することが可能となる。

40

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、リール本体を握持保持した際に、指置き部に対して、親指の座りが良く、滑ることなく安定した状態で親指を載置することが可能な魚釣用リールが得られる。

【発明を実施するための最良の形態】

50

【0016】

以下、本発明に係る魚釣用リールの実施形態について、添付図面を参照して具体的に説明する。

図1から図5(a)は、本発明に係る魚釣用リールの一実施形態を示す図であり、図1は平面図、図2は図1に示す魚釣用リールの背面図、図3は図1のA-A線に沿った断面図、図4は図1のB-B線に沿った断面図、そして、図5(a)は図1のC-C線に沿った断面図である。

【0017】

本実施形態の魚釣用リールのリール本体1は、左右フレーム2a, 2bと、各フレームに対し、所定の空間をもって装着される左右側板3a, 3bを備えている。左右フレーム2a, 2b間には、釣糸が巻回されるスプール5がスプール軸(図示せず)によって回転可能に支持されており、前記スプール5は、一方の側板側(本実施形態では、右側板3b側)に回転可能に支持されたハンドル7を巻取り操作することで、公知の巻取り駆動機構を介して回転駆動されるように構成されている。

10

【0018】

前記左右フレーム2a, 2b間(左右側板3a, 3b間)には、前記スプール5を回転可能に支持するスプール軸よりも前方側でかつ上方側に、リール本体1を握り込んだ際、親指が載置できるように指置き部(サムレスト)10が設置されている。この場合、指置き部10は、図1に示すように、左右フレームを連結すべく、左右フレームと共に一体形成されていても良いし、左右フレームとは別体に形成されて左右フレーム間に設置される構成であっても良い。或いは、左右側板3a, 3bと一体化された構成であっても良い。

20

【0019】

また、左右フレーム2a, 2b間(左右側板3a, 3b間)には、釣糸をスプール5に対して平行に案内するレベルワイン機構の摺動体20を上方でカバーするようにカバー体15が設置されている。このカバー体15は、図1に示すように、前記指置き部10と共に一体形成されていても良いし、指置き部10とは別体として構成されていても良い。なお、本実施形態のカバー体15は、図5(a)に示すように、前方に向けて下り傾斜しているが、平面状に構成されていても良い。また、このようなカバー体15については、前記摺動体をカバーする機能に加え、リール本体1を深く握持保持した際に、親指が載置される指置き部としての機能も備えていても良い。

30

【0020】

前記指置き部10は、中央に隆起部10aを備えており、かつその左右両側には、隆起部10aから左右両側に向けて、次第に下り傾斜するように凹状部10bが形成されている。

【0021】

前記隆起部10aは、指置き部10の中央領域において、上方に向けて膨出させたものであれば良く、指当たりが良いように、湾曲状に膨出していることが好ましい。また、前記凹状部10bは、図2及び図3に示すように、隆起部10aの頂部10cから親指の腹部形状に沿うように、湾曲傾斜する傾斜部10dを経由して、窪んだ底部領域によって構成されており、握持保持した際の親指が、安定して座りが良くなるような形状(図3の断面視で湾曲状に窪んだ形状)に形成されている。

40

【0022】

すなわち、一般的にリール本体1を握持保持する際、図1に示すように、その親指(本実施形態では、反ハンドル側の左手の親指)は、スプール5の上方を斜め方向に横切るような状態で指置き部10の側部領域に載置されるが、この領域は、隆起した中央部から下降傾斜しながら凹状部10bとなっているため、載置した際の親指の腹部は、この傾斜部10dに沿ってその凹状部10bの位置に安定した状態で位置されるようになる。この結果、親指の座りが良くなり、滑るようなことも無く、リール本体を安定して保持することが可能となって保持性が格別に向上する。

【0023】

50

また、上記した構成において、図4に示すように、前記凹状部10bのスプール側縁部に、スプール側に向けて下り傾斜させることなく、平面状部10eを形成しておくことが好ましい。

【0024】

このように凹状部10bのスプール側縁部に平面状部10eを形成しておくことで、握持保持した際、親指が、スプール側の下方に滑り落ちるようが確実に防止され、実釣時に雨や魚のヌメリ等が指置き部に付着するような悪条件下においても、滑りが回避されて良好な保持性を維持することができる。

【0025】

また、上記した構成において、図1及び図5(a)に示すように、前記指置き部10bに、左右方向に沿って延びる切欠段部10fを形成しておくことが好ましい。本実施形態の切欠段部10fは、前記カバー体15と、隆起部10a及び凹状部10bとの間に形成されており、貫通する孔として構成されている。

10

【0026】

このような切欠段部10fを形成することにより、握持保持した際の親指がその切欠段部10fに引っ掛かることから、握持保持した際に、スプール側下方への滑りが確実に防止されるようになり、雨や魚のヌメリ等の付着による影響を受けることがなくなる。

【0027】

なお、このような切欠段部については、例えば、図5(b)に示すように、溝状に構成しても良いし、或いは、左右方向に沿って所定間隔毎に形成される孔部や凹部等によって

20

【0028】

また、このような切欠段部については、上記した隆起部や凹状部を形成していない指置き部に形成したものであっても良い。すなわち、このような指置き部に切欠段部を形成しておくことで、リール本体を握持保持したときや、特にキャスト操作時に、親指の滑りを防止して、その保持性の向上が図れるようになる。

【0029】

以上、本発明の実施形態について説明したが、本発明は、上述した実施形態に限定されることは無く種々変形することが可能である。例えば、リール本体1の形状、指置き部10の幅や形状については適宜変形することが可能であり、指置き部10については、フレームに対して着脱又は回動可能に支持されているような構成であっても良い。また、隆起部10aの形状やその高さ、及び隆起部10aから凹状部10bに至る傾斜面の形状についても、適宜変形することが可能である。

30

【図面の簡単な説明】

【0030】

【図1】本発明に係る魚釣用リールの一実施形態を示す平面図。

【図2】図1に示す魚釣用リールの背面図。

【図3】図1のA-A線に沿った断面図。

【図4】図1のB-B線に沿った断面図。

【図5】(a)は、図1のC-C線に沿った断面図であり、(b)は、別の実施形態を示す断面図。

40

【符号の説明】

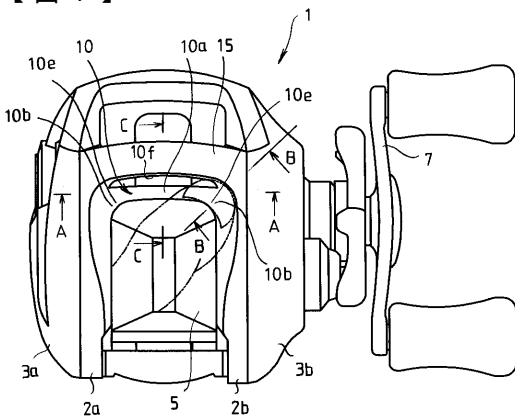
【0031】

- 1 リール本体
- 3 a , 3 b 側板
- 5 スプール
- 7 ハンドル
- 10 指置き部
- 10 a 隆起部
- 10 b 凹状部

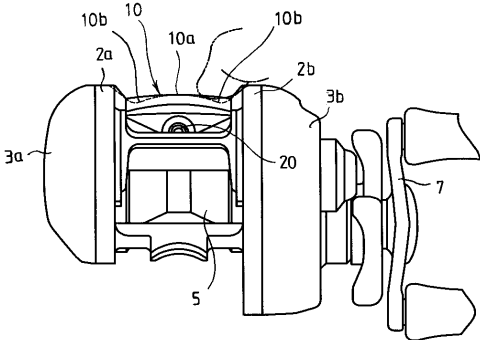
50

- 10 e 平面状部
- 10 f 切欠段部
- 15 カバー体

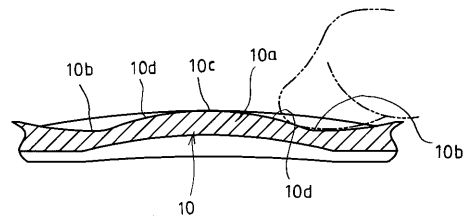
【図1】



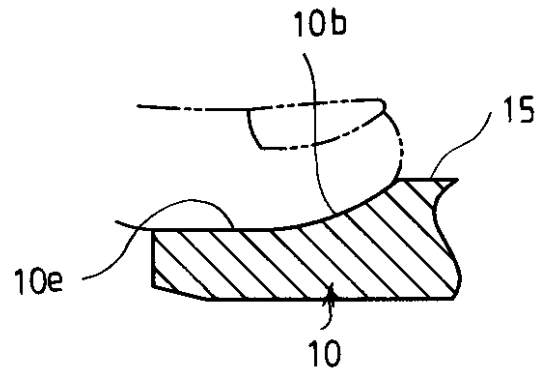
【図2】



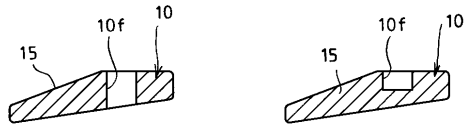
【図3】



【図4】



【図5】



(a)

(b)

フロントページの続き

- (72)発明者 宮崎 健夫
東京都東久留米市前沢3丁目14番16号 ダイワ精工株式会社内
- (72)発明者 野口 雅司
東京都東久留米市前沢3丁目14番16号 ダイワ精工株式会社内
- (72)発明者 岸本 崇史
東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目12番5号 株式会社ディーアイディー内
- Fターム(参考) 2B108 EB04